

令和元年 8 月 30 日
厚 生 労 働 省

第 107 回人口・社会統計部会（8 月 5 日開催）
において
追加説明等を求められた事項への回答

（1）調査事項の変更

イ 「新規学卒者の初任給額及び採用人員」を把握する調査事項の削除

（再検討の結果）

個人票で新規学卒者を特定できる方式に変更した上で、所定内給与額（通勤手当を含む）を集計して、初任給額として公表を行う。

具体的には、以下のように、個人票において、対象労働者が新規学卒者に該当する場合に丸を付ける方式（以下「新方式」という。）に改めることとし、集計事項については従来と同様とする。

(6)
新 規 学 卒 者
原則、本年3 月に卒業等 した者に該当 する場合の み記入してく ださい。
1 新 規 学 卒 者

従来の事業所票による方式から新方式に変更することにより、報告者の負担軽減及び行政事務コストの削減が図れるとともに、職種等の他の調査項目同様の調査方式となり、事業所ごとの最頻値でなく労働者ごとの初任給額を把握できるようになる。また、これまでの部会でご提案させていただいた代替集計による方式に比べて、報告者の記入負担をさほど増加させることなく、浪人及び留年等を経た典型的でない年齢の新規学卒者の把握漏れや短期間での再就職者の紛れを排除できるという利点がある。

なお、新方式では初任給額が通勤手当を含んだものとなるため、従来の初任給額と差が生じることとなるが、現行の初任給データは行政運営等で重要な指標や給付額等に直接利用されていないため、行政運営上特段の支障は生じないと考えられる。ただし、初任給データは、民間企業等における初任給決定の際の参考や、経済動向の判断

などに利用されていると考えられることから、統計利用者の利便性を損なうことのないよう、公表にあたっては過去との接続のデータを併せて示す等、十分に情報提供を行うこととしたい。

- ① これまで事業所票において、初任給額を把握していた理由は何か。
- ② これまで初任給額の調査結果のみ先行して 11 月末に公表していた理由は何か（どのようなニーズがあったのか。）

(回答)

昭和 43 年より昭和 49 年までは、個人票から特定の最終学歴、年齢及び勤続年数の者について集計することにより新規学卒者の初任給額の集計を行っていたが、昭和 51 年調査の計画時において、

- (1) 個人票の条件付けによる集計では、浪人・留年等を経た新規学卒者が集計対象にならないこと
- (2) 最終学歴構成の変化（中卒者の減少等）により、産業別、規模別、地域別等での表章に耐えうるサンプルサイズが確保できなくなったこと
- (3) 個人票の集計と切り離すことで、初任給額の早期公表（11 月）が図れることなどの理由から、現在の調査方法に変更したものと推察される。

初任給額の調査結果を 11 月に先行して公表していた理由については、どのような特定のニーズがあったのかについては確認できなかったが、民間企業等における初任給額設定等のニーズに広く応えるために早期公表していたものと推察される。

なお、新方式を用いることとする場合、(1) については、個人票上の新規学卒者を特定できる。

(2) については、現行方式では調査していない中卒の新規学卒者についても個人票に現れる分については把握できることとなるが、どのような区分で表章するのが適当であるかについては、今後適切に判断してまいりたい。

(3) については、個人票による代替集計の結果公表は他の個人票の集計結果の公表と同時期となるが、事業所票を廃止することで、全体の公表時期（従来は調査年の翌年 2 月）を前倒しすることが可能と考えており、まずは 1 か月程度の早期化を検討している。業務効率化による公表の早期化により、利用者の利便性向上につとめてまいりたい。

- ③ 事業所票と個人票のマッチングによる初任給額の差異の資料について、サンプルサイズを示す。

④ 事業所票の初任給額と個人票から代替集計した初任給額が一致しない全体の3分の1について、何かパターンは見られるか。

(回答)

マッチングによる分析のサンプル数と、事業所票との一致状況、不一致の理由別内訳は次のとおり。

労働者数（復元前） （単位：人）	高校卒					大学卒					
	平成 28年	平成 29年	平成 30年	3年間 計	構成比	平成 28年	平成 29年	平成 30年	3年間 計	構成比	
事業所票上の新卒人数の合計	28,997	28,653	28,507	86,157		40,719	42,081	42,367	125,167		
マッチングできた個人票労働者数	689	580	623	1,892	100.0%	939	959	841	2,739	100.0%	
個人票と事業所票が一致	480	395	385	1,260	66.6%	647	656	499	1,802	65.8%	
個人票と事業所票が不一致 理由	最頻値記入による	31	30	10	71	3.8%	39	31	19	89	3.2%
	平均値を記入	0	3	0	3	0.2%	2	0	2	4	0.1%
	通勤手当非控除	9	8	9	26	1.4%	4	13	16	33	1.2%
	超勤手当非控除	3	0	1	4	0.2%	5	3	1	9	0.3%
	精皆勤手当控除	27	17	20	64	3.4%	9	10	11	30	1.1%
	家族手当控除	0	0	0	0	0.0%	0	1	0	1	0.0%
	不明	46	34	53	133	7.0%	38	47	58	143	5.2%
	93	93	145	331	17.5%	195	198	235	628	22.9%	

マッチングされた個人票の中で、代替集計した初任給額が事業所票の初任給額と一致しなかった約3分の1のうち、一部は最頻値を記入するという初任給額の定義上必然的に一致しないもの（最頻値でないような初任給額の者のデータ）であり、また一部は諸手当を実施者の意図どおりに控除していないものであるとして説明がついた。

上記によっては説明がつかなかったものには事業所票の方が高額なもの、個人票の方が高額なもの2種類がある。

高卒・大卒ともに、個人票の方が高額なものの方が大部分を占めていた。

このうちの一部は、事業所票の初任給において3手当等を含む諸手当を一律に控除してしまったものではないかと推測される。

また、事業所票の方が高額なものとしてありうるパターンとしては、初任給額としては実際に6月に支払った額をベースに書くべきところ、試用期間等で減額された額ではなく、基本給を書いてしまうといったパターンなどが考えうる。

⑤ 労働者抽出率が1／1以外の事業所における事業所票の初任給額と個人票による代替集計の結果に、どの程度の乖離がみられるか（一定程度の事業所をサンプリングして検証）。

(回答)

代替集計と現行の初任給額の乖離について、比較可能な事業所全体のヒストグラムは別紙1のとおり。なお、別紙1を含め、当回答においてお示しする代替集計を実施

した結果に基づく資料は、現在予定している個人票での丸付けに基づく新方式とは、新規学卒者の把握の仕方が異なる点には留意が必要である。

3 手当の調査対象事業所であるかどうかにかかわらず、現行の初任給額と代替集計を比較したところ、その差異は、通勤手当分を含めて 1 万円強となった。

現行の初任給額と代替集計の比較

(単位：千円)

	高校卒				大学卒			
	平成 28年	平成 29年	平成 30年	3年 平均	平成 28年	平成 29年	平成 30年	3年 平均
現行 (事業所票による初任給額)	161.3	162.1	165.1	162.8	203.4	206.1	206.7	205.4
代替集計 (個人票の所定内給与額) (通勤手当を含む)	173.0	172.5	174.9	173.5	215.8	216.7	220.1	217.5
差異	11.7	10.4	9.8	10.6	12.4	10.6	13.4	12.1

(注) 1. 常用労働者を10人以上雇用する民営事業所の数値。

2. 代替集計は、勤続年数0年で、雇用期間の定めのない正社員・正職員のうち、最低年齢及び最低年齢+1歳の者を集計したもの、

通勤手当の調査対象であるが労働者抽出率が 1 / 1 ではない製造業の常用労働者 30~99 人規模事業所において、事業所票による初任給額と個人票による所定内給与額を比較すると、通勤手当控除前は 8 千円~ 1 万円前後の差があるが、通勤手当を控除すると千~ 2 千円前後の差となり、1 / 1 抽出の事業所におけるマッチングによる分析と同様の結果となった。

通勤手当の調査対象で労働者抽出率が 1 / 1 でない事業所における比較

(単位：千円)

	高校卒				大学卒				
	平成 28年	平成 29年	平成 30年	3年 平均	平成 28年	平成 29年	平成 30年	3年 平均	
現行 (事業所票による初任給額)	159.0	160.6	163.6	161.1	196.3	196.8	199.7	197.6	
個人票を用いた集計	所定内給与額 (通勤手当を含む)	167.2	168.5	170.9	168.9	207.4	204.4	208.4	206.7
	現行との差	8.1	7.9	7.3	7.8	11.1	7.6	8.7	9.1
	所定内給与額 (通勤手当を控除)	160.2	162.4	164.1	162.2	199.9	197.4	202.2	199.8
	現行との差	1.2	1.7	0.5	1.1	3.6	0.7	2.5	2.2

(注) 1. 製造業の常用労働者数30~99人の事業所における数値。

2. 個人票の集計対象は、年齢幅2歳(高校卒：18~19歳、大学卒：22~23歳)の一般労働者(正社員以外を含む。)

3. 集計対象労働者数は、高校卒が、平成28年：544人、平成29年：577人、平成30年：544人、大学卒が、平成28年：184人、平成29年：198人、平成30年195人。

- ⑥ 個人票において、新規学卒者か否かを把握する項目を追加する余地はあるか。
また、個人票で新規学卒者を把握することとした場合、小規模事業所において個人票の記載対象労働者に新規学卒者が出現しないケースが生じることはないか。
- ⑦ 個人票による代替集計により対応する場合にあっては、推計精度の向上を図る観点から、事業所票で把握してきた新規学卒者の採用人員を引き続き把握することが必要ではないか。

(回答)

労働者抽出倍率ごとに、事業所票上新規学卒者が存在するが代替集計では存在しない事業所の割合（抜け落ち率）を示した表は以下のとおり。

労働者抽出率別 高校・大学新卒者の抜け落ち率

労働者抽出率の逆数	1	2	4	5	8	10	15	20
高卒の抜け落ち率	3.3%	45.5%	***	60.8%	-	50.0%	80.6%	64.0%
大卒の抜け落ち率	8.2%	41.3%	***	58.9%	-	74.0%	59.3%	72.0%

労働者抽出率の逆数	25	30	35	40	60	70	80	90	合計
高卒の抜け落ち率	74.2%	64.9%	54.9%	83.3%	***	***	-	-	37.8%
大卒の抜け落ち率	67.2%	63.5%	68.5%	56.9%	63.2%	-	-	-	32.2%

- (注) 1. 常用労働者を10人以上雇用する民営事業所の数値。
2. 代替集計は、勤続年数0年の一般労働者のうち、最低年齢及び最低年齢+1歳の者を集計したもの。
3. -は値が存在しないセル、***は度数が10以下のセル。
4. 抜け落ち率とは、当該労働者抽出率に該当する事業所の中で、高校／大学新卒者が事業所票上存在する事業所全体に占める高校／大学新卒者が代替集計では存在しない事業所の割合をいう。

代替集計によって、新規学卒者をどの程度復元できたかを以下の表に示す。

従来方式と代替集計の新卒人数把握状況の比較

(単位：十人)

	高校卒				大学卒			
	平成28年	平成29年	平成30年	3年平均	平成28年	平成29年	平成30年	3年平均
事業所票上の新卒人数	13,184	12,609	11,859	12,551	24,104	23,191	21,777	23,024
代替集計で把握できた新卒人数	12,486	12,152	11,317	11,985	20,877	21,504	21,048	21,143
差異	698	457	542	566	3,227	1,688	729	1,881

- (注) 1. 常用労働者を10人以上雇用する民営事業所の数値。
2. 代替集計は、勤続年数0年の一般労働者のうち、最低年齢及び最低年齢+1歳の者を集計したもの。
3. 事業所票は事業所抽出率の逆数を乗じて、代替集計は労働者抽出率の逆数と事業所抽出率の逆数を乗じて復元した数値。

また、新規学卒者が存在する事業所のうち、代替集計では個人票に新規学卒者が現れない事業所（「抜け落ち事業所」と呼ぶ）と、そうでない事業所（「残存事業所」と呼ぶ）について、事業所票を用いた初任給の集計値を比較した表を次表に示す。

抜け落ち事業所と残存事業所の比較

(単位:千円)

	高卒					大卒				
	現行	残存側		抜け落ち側		現行	残存側		抜け落ち側	
		推計額	差分	推計額	差分		推計額	差分	推計額	差分
H28	161.3	161.4	0.1	161.1	-0.2	203.4	203.4	0.1	203.2	-0.2
H29	162.1	162.4	0.3	161.6	-0.5	206.1	206.6	0.5	205.0	-1.1
H30	165.1	164.8	-0.3	165.7	0.6	206.7	207.5	0.9	204.8	-1.9
平均	162.8	162.8	0.0	162.8	0.0	205.4	205.9	0.5	204.3	-1.1

- (注) 1. 常用労働者を10人以上雇用する民営事業所の数値。
 2. 代替集計は、勤続年数0年の一般労働者のうち、最低年齢及び最低年齢+1歳の者を集計したもの。
 3. 補正值は、新卒者と推測される者が一人以上いる事業所について、事業所票によって把握された新規採用者数に合わせに復元したもの。

新方式とした場合、新規学卒者の採用人員が少なく労働者抽出率が1/1以外の事業所では、新規学卒者が抽出されないケースもあり得るが、特定の属性を持つ労働者の賃金について調査する通常の標本調査についてもそのようなケースは必然的に生じるものであり、やむを得ないとする。

事業所ごとに新規学卒者数を把握することの必要性を検討するにあたり、個人票による代替集計の結果（労働者抽出率の逆数で復元）と、それに事業所票の新規学卒者数による補正を加えた結果（事業所票の採用者数/代替集計の採用者数で復元）との差について分析したところ、下表のとおりであった。

代替集計とその補正との比較

(単位:千円)

	高校卒				大学卒			
	平成28年	平成29年	平成30年	3年平均	平成28年	平成29年	平成30年	3年平均
代替集計	170.8	169.9	173.7	171.5	213.9	215.7	218.6	216.1
新規採用者数による補正值	172.3	170.8	173.8	172.3	214.4	216.3	219.4	216.7
差異	1.4	0.9	0.1	0.8	0.4	0.6	0.8	0.6

- (注) 1. 常用労働者を10人以上雇用する民営事業所の数値。
 2. 代替集計は、勤続年数0年の一般労働者のうち、最低年齢及び最低年齢+1歳の者を集計したもの。
 3. 補正值は、新卒者と推測される者が一人以上いる事業所について、事業所票によって把握された新規採用者数に合わせに復元したもの。

事業所ごとに新規学卒者数を把握することとした場合、

- ・事業所の採用人数が分かったとしても、当該事業所の個人票において新規学卒者が抽出されない場合は、当該事業所分の新規学卒者を集計することはできないこと
- ・調査票の紙幅が限られており、他の調査項目のスペースを小さくする必要があること
- ・報告者負担が増大すること

などが見込まれる一方、想定される補正の幅は小さいことから、新規学卒者数の把握は見送ることとしたい。

カ 労働者の「通勤手当」「精皆勤手当」「家族手当」を把握する調査事項の削除【個人票】

- 代替予定としている「最低賃金の実態に関する調査」については、回収率が5割にも満たない状況であること等も踏まえ、これまで本調査で把握してきた結果と比較して、当該調査結果の正確性・偏りの観点からみて問題ないか。
- 最低賃金の審議で使用されている本調査及び「最低賃金の実態に関する調査」のデータは、それぞれ具体的にどのようなものか。各データは、当該審議において具体的にどのように利活用されているのか。

(回答)

最賃調査について所管する労働基準局の部局からの回答は以下のとおりである：

賃構の3手当を用いた特別集計結果は、大規模事業所を含む系列に係る未満率・影響率(※1)を算出するために使用しており、当該数値は最低賃金引き上げの影響等を見るための資料の一つ(※2)として最低賃金審議会に提出されてきたところである。

(※1) 未満率：調査時点の賃金額が、最低賃金を下回っている労働者の割合

影響率：調査時点の賃金額が、引上げ後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合

(※2) 資料の例：令和元年7月4日 第1回目安に関する小委員会 資料 No.1 (p.17)

しかし、最低賃金の審議において重視しているのは、最賃調査から算出する小規模事業所に係る未満率・影響率であり、賃構の特別集計から算出する大規模事業所を含む系列に係る未満率・影響率については、とりわけ審議会において重視されているという訳でもなく、あくまで様々ある参考データの中の一つである。

今後についても、小規模事業所に係る未満率・影響率については、従来どおり最賃調査により算出し審議会での審議に供することとしている。

3手当の調査を廃止した場合、賃構から作成する賃金データについては、引き続き賃構を用いて、3手当を含む形で未満率・影響率を作成するといった対応が可能であると考えている。このようにする場合も、今後の審議に与える影響は軽微であると考えている。

ただし、別の定義に基づく数値を審議会に示す場合は、審議の混乱を招かないよう定義の違いを明記するなど、数値の連続性等には十分配慮しつつ、審議会の資料の作り方に工夫を凝らす予定である。

エ 労働者の「職種番号」（職種区分）の見直し等【個人票】

- 現行の職種区分からみた新職種区分との対応表は、どのようになるか。

（回答）

別紙2のとおり。

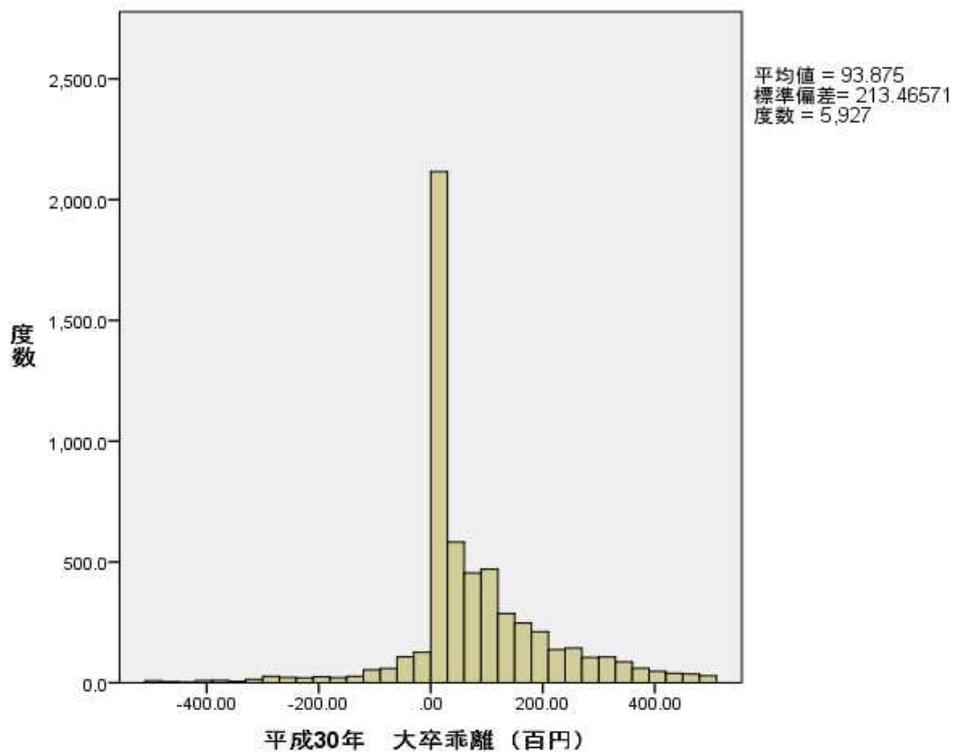
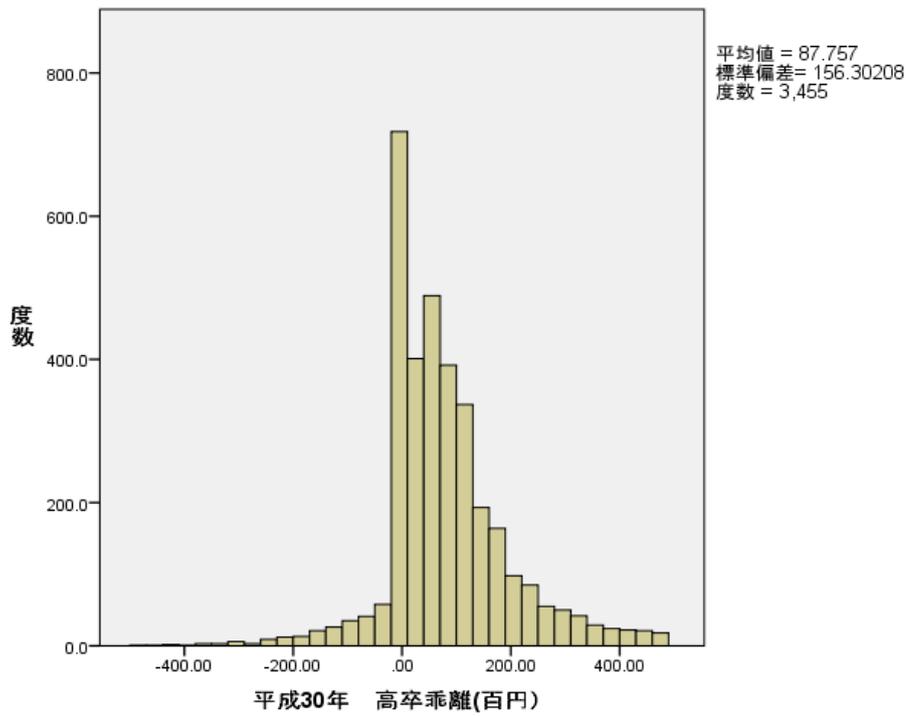
（3）集計事項の変更

- 推計労働者数の多い職業区分に係る学歴別又は雇用形態別のクロス集計として、具体的にどのような集計を予定しているか。

（回答）

職種大分類について、学歴別、雇用形態別の集計を追加することとしたい（別紙3参照）。

なお、試験調査の結果（集計サンプル数の状況）を踏まえ、学歴については「大学・大学院卒」で一括りとし、職種についてはF:保安職業従事者、G:農林漁業従事者を「その他」で一括りとすることを予定している。



- (注) 1. 常用労働者を10人以上雇用する民営事業所の数値。
2. 代替集計は、勤続年数0年の一般労働者のうち、最低年齢及び最低年齢+1歳の者を集計したもの。
3. 乖離額は、代替集計と事業所票の採用人数が共に正值となっている事業所について、代替集計による初任給の平均から事業所票から把握できる初任給の平均を引いたもの。
4. 事業所数(復元前)を集計したもの。

職種区分の新旧対応表

現行職種		新職種(案)	
職種番号	職種名	職種番号	職種名
201	自然科学系研究者	101	研究者
202	化学分析員	106	化学技術者
		113	他に分類されない技術者
		102	電気・電子・電気通信技術者(通信ネットワーク技術者を除く)
		103	機械技術者
		104	輸送用機器技術者
		105	金属技術者
		106	化学技術者
		107	建築技術者
		108	土木技術者
		110	システムコンサルタント・設計者
		111	ソフトウェア作成者
		112	その他の情報処理・通信技術者
		113	他に分類されない技術者
203	技術士	107	建築技術者
204	一級建築士	109	測量技術者
205	測量技術者	110	システムコンサルタント・設計者
206	システム・エンジニア	111	ソフトウェア作成者
207	プログラマー	114	医師
208	医師	115	歯科医師
209	歯科医師	116	獣医師
210	獣医師	117	薬剤師
211	薬剤師	120	看護師
212	看護師	121	准看護師
213	准看護師	403	看護助手
214	看護補助者	122	診療放射線技師
215	診療放射線・診療エックス線技師	123	臨床検査技師
216	臨床検査技師	124	理学療法士, 作業療法士, 言語聴覚士, 視能訓練士
217	理学療法士、作業療法士	125	歯科衛生士
218	歯科衛生士	126	歯科技工士
219	歯科技工士	127	栄養士
220	栄養士	129	保育士
221	保育士(保母・保父)	130	介護支援専門員(ケアマネージャー)
222	介護支援専門員(ケアマネージャー)	402	訪問介護従事者
223	ホームヘルパー	401	介護職員(医療・福祉施設等)
224	福祉施設介護員	132	法務従事者
225	弁護士	133	公認会計士, 税理士
226	公認会計士、税理士	134	その他の経営・金融・保険専門職業従事者
227	社会保険労務士	148	他に分類されない専門的職業従事者
228	不動産鑑定士	135	幼稚園教員, 保育教諭
229	幼稚園教諭	137	高等学校教員
230	高等学校教員	138	大学教授(高専含む)
231	大学教授	139	大学准教授(高専含む)
232	大学准教授	140	大学講師, 助教(高専含む)
233	大学講師	141	その他の教員
234	各種学校・専修学校教員	141	その他の教員
235	個人教師、塾・予備校講師	147	個人教師
236	記者	143	著述家, 記者, 編集者
237	デザイナー	145	デザイナー
301	ワープロ・オペレーター	208	事務用機器操作員
302	キーパンチャー		
303	電子計算機オペレーター		
401	百貨店店員	301	販売店員
402	販売店員(百貨店店員を除く。)		
403	スーパー店チェッカー		
404	自動車外交販売員	304	自動車営業職業従事者

現行職種		新職種(案)	
職種番号	職種名	職種番号	職種名
405	家庭用品外交販売員	302	その他の商品販売従事者
		305	機械器具・通信・システム営業職業従事者(自動車を除く)
		308	その他の営業職業従事者
406	保険外交員	307	保険営業職業従事者
501	理容・美容師	405	理容・美容師
502	洗たく工	406	クリーニング職, 洗張職
503	調理士	408	飲食物調理従事者
504	調理士見習		
505	給仕従事者	409	飲食物給仕従事者
506	娯楽接客員	412	娯楽場等接客員
601	警備員	501	警備員
602	守衛		
701	電車運転士	701	鉄道運転従事者
702	電車車掌	710	車掌
703	旅客掛	207	運輸・郵便事務従事者
704	自家用乗用自動車運転者	704	乗用自動車運転者(タクシー運転者を除く)
705	自家用貨物自動車運転者	707	自家用貨物自動車運転者
706	タクシー運転者	703	タクシー運転者
707	営業用バス運転者	702	バス運転者
708	営業用大型貨物自動車運転者	705	営業用大型貨物自動車運転者
709	営業用普通・小型貨物自動車運転者	706	営業用貨物自動車運転者(大型車を除く)
710	航空機操縦士	709	航空機操縦士
711	航空機客室乗務員	410	航空機客室乗務員
801	鉄鋼工	601	製鉄・製鋼・非鉄金属製錬従事者
802	非鉄金属精錬工		
803	鋳物工	602	鋳物製造・鍛造従事者
804	型鍛造工		
805	鉄鋼熱処理工	609	その他の製品製造・加工処理従事者(金属製品)
806	圧延伸張工		
807	金属検査工	625	製品検査従事者(金属製品)
808	一般化学工	610	化学製品製造従事者
809	化繊紡糸工		
810	ガラス製品工	611	窯業・土石製品製造従事者
811	陶磁器工		
812	旋盤工	603	金属工作機械作業従事者
813	フライス盤工		
814	金属プレス工	604	金属プレス従事者
815	鉄工	605	鉄工, 製缶従事者
816	板金工	606	板金従事者
817	電気めっき工	607	金属彫刻・表面処理従事者
818	バフ研磨工		
819	仕上工	609	その他の製品製造・加工処理従事者(金属製品)
820	溶接工	608	金属溶接・溶断従事者
821	機械組立工	618	はん用・生産用・業務用機械器具組立従事者
822	機械検査工	627	機械検査従事者
823	機械修理工	622	はん用・生産用・業務用機械器具、電気機械器具整備・修理従事者
824	重電機器組立工	619	電気機械器具組立従事者
825	通信機器組立工		
826	半導体チップ製造工		
827	プリント配線工	627	機械検査従事者
828	軽電機器検査工		
829	自動車組立工	620	自動車組立従事者
830	自動車整備工	623	自動車整備・修理従事者
831	パン・洋生菓子製造工	612	食料品・飲料・たばこ製造従事者
832	精紡工	613	紡織・衣服・繊維製品製造従事者
833	織布工		
834	洋裁工		
835	ミシン縫製工		

現行職種		新職種(案)	
職種番号	職種名	職種番号	職種名
836	製材工	614	木・紙製品製造従事者
837	木型工		
838	家具工		
839	建具製造工		
840	製紙工		
841	紙器工		
842	プロセス製版工	615	印刷・製本従事者
843	オフセット印刷工	616	ゴム・プラスチック製品製造従事者
844	合成樹脂製品成形工	628	画工, 塗装・看板制作従事者
845	金属・建築塗装工	629	製図その他生産関連・類似作業従事者
846	機械製図工	715	その他の定置・建設機械運転従事者
847	ボイラー工	713	クレーン・ウインチ運転従事者
848	クレーン運転工	711	他に分類されない輸送従事者
849	建設機械運転工	713	クレーン・ウインチ運転従事者
		714	建設・さく井機械運転従事者
		715	その他の定置・建設機械運転従事者
		712	発電員, 変電員
850	玉掛け作業員	805	電気工事従事者
851	発電・変電工	807	ダム・トンネル掘削従事者, 採掘従事者
852	電気工	801	建設躯体工事従事者
853	掘削・発破工		
854	型枠大工	802	大工
855	とび工		
856	鉄筋工	804	その他の建設従事者
857	大工	803	配管従事者
858	左官	804	その他の建設従事者
859	配管工	806	土木従事者, 鉄道線路工事従事者
860	はつり工	901	船内・沿岸荷役従事者
861	土工	903	ビル・建物清掃員
862	港湾荷役作業員	906	他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者
863	ビル清掃員		
864	用務員		

追加集計表 1 (職種×学歴)

企業規模、職種（大分類）、性、学歴、年齢階級別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均月間きまって支給する現金給与額、平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数

(企業規模10人以上・一般労働者・雇用形態計)

職種・性・学歴・年齢階級	企業規模10人以上計						1000人以上	100～999人	10～99人
	年齢	勤続年数	所定内実労働時間数	超過実労働時間数	きまって支給する現金給与額	所定内給与額	年間賞与 その他特別給与額	労働者数	
A: 管理的職業従事者	職種区分 (10区分)						企業規模区分 (4区分)		
男女計	A: 管理的職業従事者						10人以上計		
中学卒	B: 専門的・技術的職業従事者						1000人以上		
～ 19歳	C: 事務従事者						100～999人		
20 ～ 24	D: 販売従事者						10～99人		
25 ～ 29	E: サービス職業従事者								
30 ～ 34	H: 生産工程従事者						就業形態 (1区分)		
35 ～ 39	I: 輸送・機械運転従事者						一般労働者		
40 ～ 44	J: 建設・採掘従事者								
45 ～ 49	K: 運搬・清掃・包装等従事者						雇用形態 (1区分)		
50 ～ 54	その他 (F: 保安職業従事者及びG: 農林漁業従事者)						雇用形態計		
55 ～ 59									
60 ～ 64									
65 ～ 69									
70 ～									
高校卒	性別区分 (3区分)								
……………	男女計								
専門学校卒	男								
……………	女								
大学・大学院卒	学歴区分 (5区分)								
……………	中学卒								
高専・短大卒	高校卒								
……………	専門学校卒								
大学・大学院卒	高専・短大卒								
……………	大学・大学院卒								
男	年齢階級区分 (12区分)								
中学卒	～19歳								
}	20～24								
大学・大学院卒	25～29								
}	30～34								
女	35～39								
中学卒	40～44								
}	45～49								
大学・大学院卒	50～54								
}	55～59								
B: 専門的・技術的職業従事者	60～64								
}	65～69								
	70～								

追加集計表2 (職種×学歴×経験年数)

職種(大分類)、性、学歴、年齢階級、経験年数階級別平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数

(企業規模10人以上計・一般労働者・雇用形態計)

職種・性・学歴・年齢階級	経験年数計			0年	1~4年	5~9年	10~14年	15年以上	
	所定内給与額	年間賞与 その他特別給与額	労働者数						
A: 管理的職業従事者 男女計 中学卒 ~ 19歳 20 ~ 24 25 ~ 29 30 ~ 34 35 ~ 39 40 ~ 44 45 ~ 49 50 ~ 54 55 ~ 59 60 ~ 64 65 ~ 69 70 ~ 高校卒 専門学校卒 高専・短大卒 大学・大学院卒 男 中学卒 } 大学・大学院卒 女 中学卒 } 大学・大学院卒 B: 専門的・技術的職業従事者 }	職種区分(10区分) A: 管理的職業従事者 B: 専門的・技術的職業従事者 C: 事務従事者 D: 販売従事者 E: サービス職業従事者 H: 生産工程従事者 I: 輸送・機械運転従事者 J: 建設・採掘従事者 K: 運搬・清掃・包装等従事者 その他(F: 保安職業従事者及びG: 農林漁業従事者) 性別区分(3区分) 男女計 男 女 学歴区分(5区分) 中学卒 高校卒 専門学校卒 高専・短大卒 大学・大学院卒 年齢階級区分(12区分) ~19歳 20~24 25~29 30~34 35~39 40~44 45~49 50~54 55~59 60~64 65~69 70~			企業規模区分(1区分) 10人以上計 経験年数階級区分(6区分) 経験年数計 0年 1~4年 5~9年 10~14年 15年以上 就業形態(1区分) 一般労働者 雇用形態(1区分) 雇用形態計					

追加集計表 3 (職種×雇用形態)

企業規模、職種（大分類）、性、雇用形態別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均月間きまって支給する現金給与額、平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数

(企業規模10人以上・一般労働者・学歴計)

職種・性・雇用形態	企業規模10人以上計							1000人以上	100～999人	10～99人
	年齢	勤続年数	所定内実労働時間数	超過実労働時間数	きまって支給する現金給与額	所定内給与額	年間賞与その他特別給与額			
A: 管理的職業従事者	職種区分 (10区分)							企業規模区分 (4区分)		
男女計	A: 管理的職業従事者							10人以上計		
正社員・正職員計	B: 専門的・技術的職業従事者							1000人以上		
～ 19歳	C: 事務従事者							100～999人		
20～24	D: 販売従事者							10～99人		
25～29	E: サービス職業従事者									
30～34	H: 生産工程従事者							就業形態 (1区分)		
35～39	I: 輸送・機械運転従事者							一般労働者		
40～44	J: 建設・採掘従事者									
45～49	K: 運搬・清掃・包装等従事者							雇用形態 (4区分)		
50～54	その他 (F: 保安職業従事者及びG: 農林漁業従事者)							正社員・正職員計		
55～59								正社員・正職員以外計		
60～64	性別区分 (3区分)							雇用期間の定め無し計		
65～69	男女計							雇用期間の定め有り計		
70～	男									
正社員・正職員以外計	女									
.....	学歴区分 (1区分)									
雇用期間の定め無し計	学歴計									
.....	年齢階級区分 (12区分)									
雇用期間の定め有り計	～19歳									
.....	20～24									
男	25～29									
正社員・正職員計	30～34									
}	35～39									
女	40～44									
正社員・正職員計	45～49									
}	50～54									
	55～59									
	60～64									
	65～69									
	70～									
B: 専門的・技術的職業従事者										

追加集計表4 (職種×雇用形態×経年数)

職種(大分類)、性、雇用形態、経年数階級別平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数

(企業規模10人以上計・一般労働者・学歴計)

職種・性・雇用形態	経年数計			0年	1~4年	5~9年	10~14年	15年以上
	所定内給与額	年間賞与 その他特別給与額	労働者数					
A: 管理的職業従事者	職種区分(10区分) A: 管理的職業従事者 B: 専門的・技術的職業従事者 C: 事務従事者 D: 販売従事者 E: サービス職業従事者 H: 生産工程従事者 I: 輸送・機械運転従事者 J: 建設・採掘従事者 K: 運搬・清掃・包装等従事者 その他(F: 保安職業従事者及びG: 農林漁業従事者)							
男女計	企業規模区分(1区分) 10人以上計							
正社員・正職員計	経年数階級区分(6区分) 経年数計							
~ 19歳	0年							
20 ~ 24	1~4年							
25 ~ 29	5~9年							
30 ~ 34	10~14年							
35 ~ 39	15年以上							
40 ~ 44								
45 ~ 49								
50 ~ 54								
55 ~ 59								
60 ~ 64								
65 ~ 69								
70 ~								
正社員・正職員以外計	性別区分(3区分) 一般労働者							
.....	就業形態(1区分) 一般労働者							
雇用期間の定め無し計	雇用形態(4区分) 正社員・正職員計							
.....	正社員・正職員以外計							
雇用期間の定め有り計	雇用期間の定め無し計							
.....	雇用期間の定め有り計							
男	学歴区分(1区分) 学歴計							
正社員・正職員計	年齢階級区分(12区分) ~19歳							
}	20~24							
女	25~29							
正社員・正職員計	30~34							
}	35~39							
	40~44							
	45~49							
	50~54							
	55~59							
	60~64							
	65~69							
	70~							
B: 専門的・技術的職業従事者								
}								

試験調査における職種（大分類）・学歴別サンプル数及び構成比（一般労働者）

	学歴計	中学卒	高校卒	専門 学校卒	高専・ 短大卒	大学卒	大学院卒	不明
サンプル数								
職種計	11,900	507	5,107	1,565	1,004	3,135	287	295
A: 管理的職業従事者	508	8	146	56	30	251	12	5
B: 専門的・技術的職業従事者	2,632	31	541	624	408	755	197	76
C: 事務従事者	1,681	16	636	159	219	615	8	28
D: 販売従事者	1,374	22	457	105	75	669	7	39
E: サービス職業従事者	1,465	72	721	281	129	224	2	36
F: 保安職業従事者	120	10	86	8	3	12	0	1
G: 農林漁業従事者	6	1	4	0	0	1	0	0
H: 生産工程従事者	2,092	104	1,369	224	94	243	5	53
I: 輸送・機械運転従事者	477	60	309	32	16	46	1	13
J: 建設・採掘従事者	876	152	562	56	12	85	2	7
K: 運搬・清掃・包装等従事者	285	28	178	11	7	58	2	1
L: 分類不能の職業	384	3	98	9	11	176	51	36

「賃金構造基本統計調査試験調査」より作成

試験調査における職種（大分類）・雇用形態別サンプル数及び構成比（一般労働者）

	雇用形態計	正社員・ 正職員	正社員・ 正職員以外	雇用期間の定 め無し	雇用期間の定 め有り
サンプル数					
職種計	11,900	10,287	1,613	10,263	1,637
A: 管理的職業従事者	508	498	10	467	41
B: 専門的・技術的職業従事者	2,632	2,411	221	2,382	250
C: 事務従事者	1,681	1,461	220	1,438	243
D: 販売従事者	1,374	1,138	236	1,167	207
E: サービス職業従事者	1,465	1,103	362	1,123	342
F: 保安職業従事者	120	108	12	113	7
G: 農林漁業従事者	6	6	0	4	2
H: 生産工程従事者	2,092	1,777	315	1,799	293
I: 輸送・機械運転従事者	477	436	41	438	39
J: 建設・採掘従事者	876	809	67	785	91
K: 運搬・清掃・包装等従事者	285	183	102	189	96
L: 分類不能の職業	384	357	27	358	26

「賃金構造基本統計調査試験調査」より作成